

平成 20 年 12 月 4 日

各 位

### 当行元行員の逮捕について

今般、誠に遺憾ながら、当行元行員が、本日、群馬県警察本部捜査二課と群馬県伊勢崎署に詐欺の容疑で逮捕されました。

信用を第一とする金融機関といたしまして、このような事件を発生させ、お客さまをはじめ関係各位に多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることとなり、深くお詫び申し上げます。

当行といたしましては、かかる事態を厳粛に受け止め、深く反省いたしますとともに、今後、再発防止に向けて行員の教育指導の徹底、法令遵守態勢の充実強化に全力で取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 事件の内容

- (1) 当行元行員(39歳)が、当行在籍中、遊興費や借入金等への返済資金を捻出するため、平成15年11月から平成19年3月までの間、勤務していた前橋西支店と伊勢崎支店において、お客さまの預金からの不正出金による着服を重ね、これらを流用していたことが判明いたしました。

本事件による着服累計は60百万円、実損は55百万円で、元行員がお客さまから着服しました金員につきましては、既に当行よりお客さまに対し返還をいたしております。

- (2) 元行員につきましては、平成19年7月26日付にて懲戒解雇処分といたしました。

#### 2. 関係者の処分

今回の不祥事件を発生させた社会的・道義的責任を明確にするため、関係者の処分を厳正に行いました。

#### 3. 事件を受けての改善策

当行は、平成19年11月に策定した業務改善計画に基づき、経営陣が誠実かつ率先垂範し法令等遵守に取り組む経営姿勢の明確化及び全行的な法令等遵守態勢の確立に向けて取り組んでおり、その改善策を徹底していくことにより不祥事件の未然防止、早期発見に取り組んでまいります。

以 上